

## 審査支払に関する事務費手数料

DX審査支払機構の事務費手数料については、レセプトの請求内容に応じて保険者等のレセプト及び連名簿の受取り形態別に、下表の「1.基本手数料」に「2.付加手数料」を加えた構成としております。  
基本手数料については、令和5年度から手数料の階層化※を実施し、「判断が明らかなレセプト」を別単価として設定しています。

### 令和8年度の事務費手数料 レセプト1件当たりの手数料※1

(単位：円)

|                        | 連名簿を受け取る形態 |               |               |
|------------------------|------------|---------------|---------------|
|                        | オンライン      | 電子媒体          | 紙媒体           |
|                        | 1. 基本手数料 — | 2. 付加手数料 1.30 | 2. 付加手数料 3.20 |
| 医科・歯科・訪問<br>(一般分レセプト)  | 56.10      | 57.40         | 59.30         |
|                        |            |               | (60.60) ※2    |
| 医科・歯科<br>(判断が明らかなレセプト) | 34.50      | 35.80         | 37.70         |
|                        |            |               | (39.00) ※2    |
| 調剤                     | 28.30      | 29.60         | 31.50         |
|                        |            |               | (32.80) ※2    |

※1 消費税相当額を含みます。

※2 かつこ内は、公費負担医療の実施機関（市町村）が、紙媒体のみならず電子媒体でも連名簿の受取りを希望する場合に係るものです。

※ 令和5年4月審査分から、これまで「医科・歯科分」と「調剤分」の2区分であった審査支払手数料の区分に、新たな区分を設定することとし、医科・歯科に係る電子レセプト分について、AIを活用したレセプト振分により、「一般分のレセプト」と「判断が明らかなレセプト」の2区分を設定しました。再診料と処方箋料だけで構成されるレセプトのように、判断が明らかなものについては、「判断が明らかなレセプト」として、一般の手数料とは別に、より安価な手数料を設定しています。これを手数料の階層化といいます。